令和６年度 介護保険の保険料率改定について

平素はホンダ健康保険組合の事業運営にご理解ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。標記の件、2 月 5 日に開催した理事会/組合会において、下記の通り承認をいただきましたのでご連絡いたします。

〈記〉

■介護保険料率の改定について

国の代行で健保組合が徴収する介護保険料は、令和６年度の介護納付金の増加により、現保険料率では、法で定められる介護準備金に必要な保有月数が来期以降下回ることから、介護保険料率の引上げを行います。

〈改定内容〉

一般被保険者（現役従業員）		変更前	変更後	差異
負担割合	事業主	7.4/1000	7.9/1000	＋0.5/1000
	被保険者	7.4/1000	7.9/1000	＋0.5/1000
	計	14.8/1000	15.8/1000	＋1.0/1000

任意継続・特例退職被保険者	14.8/1000	15.8/1000	＋1.0/1000

※介護保険料の徴収対象者は、本人が第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)の方ならびに特定被保険者(本人は第 2 号被保険者ではないが扶養家族が 40 歳以上 65 歳未満)の方となります

■改定月

・一般被保険者(現役従業員)　：　令和 6 年 4 月給料引去り分より

・任意継続／特例退職被保険者：　令和 6 年 4 月分保険料より

■その他

本件に関するお問合せは、ホンダ健康保険組合 事務長 袴田(ハカマタ)までお願いします。

〈連絡先〉TEL：03-3423-1151（受付時間：月～金曜日 10:00～12:00　13:00～16:00）

以上